

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和7年12月15日（月） 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 小池 正夫 副委員長 君嶋 寿男

委員 桑澤 直亨 委員 渡邊 勝巳

委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範

次長 萩野谷智通 次長補佐 岡本奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 企画部長 加藤 裕一

秘書広報課長 海野 直人 秘書広聴課長補佐 船橋 武夫

秘書広聴課シティプロモーション推進室長 会沢 正志

政策企画課長 金田 尚樹 政策企画課長補佐 浜名 哲士

財政課長 照沼 克美 財政課長補佐 郡司 智弘

総務部長 玉川 一雄 総務課長 篠原 広明

総務課長補佐 川勾 貴弘 管財課長 飛田 建

管財課長補佐 稲田 政徳 税務課長 関 雄二

税務課長補佐 小泉 友哉 市民生活部長 秋山 光広

市民協働課長 山田 明 市民協働課長補佐 小田部信人

市民課長 綿引 勝也 市民課長補佐 飯村 秀樹

環境課長 萩野谷 真 環境課長補佐 畠山 智光

消防長 寺門 薫 消防本部予防課長 和田 郁生

会議に付した事件

(1) 議案第71号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(2) 議案第72号 那珂市税条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(3) 議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第6号）

…原案のとおり可決すべきもの

(4) その他

・議員と語ろう会の振り返りについて

・ごみ指定袋について

- ・横手市友好訪問について
- ・台南市訪問について

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 改めて、おはようございます。

先日も震度4ぐらいの地震があってびっくりされた方も多いと思うんですけども、災害は忘れた頃にやってくるというまして、土曜日に私の自治会でも防災訓練をいたしまして、自助・共助・公助、認識を高めるためにも皆さんに参加していただいて、いろいろな煙体験やら段ボールベッドをつくるような体験をさせていただきました。

風邪も大変、今はやっておりますので、健康に留意してお仕事に従事していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにするなどご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長より挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

先週の一般質問が無事終わりました、今日から常任委員会も始まります。また、朝晩の寒暖差がございましたので、体調管理には十分注意していただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、案件が3件ございますので、小池委員長の下、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長より挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

総務生活常任委員会にご参集、お疲れさまでございます。

本日提出しております議案は条例関係が2件、補正予算関係1件でございます。今、ご承知のとおり、国のほうで重点支援地方交付金、審議されております。今週、参議院を通過するかと思えますけれども、現在那珂市のほうでも検討してございまして、改めてこれについてはご相談させていただければと思いますので、どうぞ審議のほどよろし

くお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、サイドブックス掲載の次第のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

財政課より一括して説明願います。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第75号をご覧ください。

議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正になります。

追加になります。

2款総務費、1項総務管理費、総合計画策定事業、総額1,593万9,000円。年割額、令和7年度ゼロ円、令和8年度744万7,000円、令和9年度849万2,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正になります。

追加になります。

2款総務費、1項総務管理費、管財事務費451万円。

6ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正になります。

追加になります。

事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

広報なか印刷製本業務、令和7年度から令和8年度まで1,631万4,000円、基幹系ネットワーク機器リース、令和7年度から令和12年度まで758万円。

1つ飛ばしまして、台南市渡航支援業務、令和7年度から令和8年度まで1,077万9,000円。

1つ飛ばしまして、家庭系可燃ごみ収集運搬業務、令和7年度から令和8年度まで1億8,933万6,000円、プラスチック製容器包装収集運搬業務、令和7年度から令和8年度まで9,202万8,000円。

変更になります。

議会会議録作成業務、補正後限度額383万8,000円、議会だより印刷製本業務、補正後限度額260万6,000円。

なお、期間につきましては、補正前と同じになります。

基幹系ガバメントクラウドシステム運用事業（令和7年度分）、補正後期間、令和7年度から令和12年度まで、限度額4億8,674万1,000円。

7ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正になります。

変更になります。

消火栓更新事業、補正後限度額1,890万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

10ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金7,550万円。2目衛生費国庫負担金13万円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金925万7,000円。

15款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金28万6,000円。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金2,511万5,000円。

11ページをお願いいたします。

2目衛生費県負担金6万5,000円。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金1,413万4,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金1億5,790万5,000円の減。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3億3,866万1,000円。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入652万2,000円。

22款市債、1項市債、6目消防債300万円。7目教育債80万円。

13ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費451万円。7目コミュニティ費124万8,000円。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費10万3,000円。

14ページをお願いいたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費28万6,000円。

16ページをお願いいたします。下段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費582万5,000円。

17ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費11万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

渡邊委員 14ページの総務費、戸籍住民基本台帳費の部分についてお聞きしたいんですけれども、このコンピューター用備品というのは、中身は何ですか。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前10時10分）

再開（午前10時11分）

委員長 再開いたします。

市民課長 市民課です。今のコンピューターなんですが、マイナンバーカードと在留カードの一体化により、市町村においてカード等のICチップに住居等の記録をするため、記録端末等の購入を補正するものです。

渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにありますか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時14分）

委員長 再開いたします。

消防本部が出席しました。

議案第71号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明願います。

消防本部予防課長 消防本部予防課の和田です。ほか1名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第71号をご覧ください。

議案第71号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由としまして、令和7年2月26日に発生しました岩手県大船渡市林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされ、総務省消防庁が定める火災予防条例（例）が一部改正されたことに伴い、本条例の火災に関する警報の発令中における火の使用制限に関する事項、林野火災の予防に関する事項等の規定について改正するものです。

続きまして、2ページをご覧ください。

2ページは、当該条例の改め文となります。

続きまして、3ページをお開きください。

新旧対照表となります。

3ページから7ページの新旧対照表と10ページ目の参考資料を加えまして説明いたします。

まず、3ページ、改正条文の下段に目次としまして、第3章の3、林野火災の予防（第29条の8、第29条の9）を加えます。

続きまして、4ページを飛ばしまして、5ページをお開きください。

左側、改正条文第29条について説明いたします。

火災に関する警報が消防法第22条第3項に規定するものであることを条文に加えました。この条文を加えたことにより、従来の火災に関する警報の枠組みの中に、林野火災に特化した警報ができるイメージとなります。

消防法第22条第3項と火災に関する警報につきましては、10ページ、説明資料1と2の記載のとおりでございます。

続きまして、5ページ、右側、現行条文第29条の7につきましては、屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うことの条文を削除いたします。

続きまして、左側下段、改正条文第29条の8第1項について説明いたします。

市長は、気象の状況が山林、原野等における火災の予防上、注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる旨の条文を加えます。これは、大船渡市の林野火災を踏まえまして、火災の予防上、危険な気象になった際に林野火災予防に関わる注意喚起を行い、市民等に火の使用の制限の努力義務を課す仕組みです。

林野火災に関する注意報の基準と火の使用制限については、説明資料の10ページ目、3と5の記載のとおりでございます。

続きまして、同じく改正条文第29条の8第2項について説明いたします。

前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないという条文を加えます。

続きまして、改正条文第29条の8第3項につきましては、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して火の使用の制限を努力義務の対象となる区域を指定することができる

ことを加えます。

続きまして、6ページ、左側、改正条文第29条の9について説明いたします。

市長は、林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発したときは、林野火災の危険性を勘案して第29条各号に定める火の使用制限の対象となる区域を指定することができる旨を条文に加え、林野火災の警報の発令に関しまして、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表になったときに発令されるようになります。発令基準につきましては、10ページ目、説明資料の4をご覧ください。

続きまして、同じく6ページ、改正条文第45条第1項の条文に「火災とまぎらわしい煙、又は火災を発するおそれのある行為にたき火を含む」を追加いたしました。

続きまして、7ページ、改正条文第45条第2項消防長（消防署長）は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる旨を条文に加えます。

この条例の第1項、第2項につきましては、たき火において事前に届出をもらうことによって、消防が火災と誤認することを防ぎ、災害活動に支障を生じることを防ぐためのものとなります。

続きまして、附則としまして、この条例は令和8年1月1日から施行となります。

続きまして、8ページをご覧ください。

8ページから9ページは、那珂市火災予防条例の一部を改正する条例の概要となります。改正の理由は、提案理由と同じでございます。後ほどお目通しをしていただければと思います。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

渡邊委員 ご丁寧な説明ありがとうございました。

ちょっと確認をしたいんですけども、10ページの一部改正、こちらは説明資料があるので分かりやすいかと思うんですけども、これの上から3行目、火災に関する警報を発することができるというふうになっているんですけども、この警報を発したとき、どのような方法で市民に通知をするのか。あとは、そもそもこういうルールが変わりますよというのは、周知の仕方というのはどういうふうを考えているのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

消防本部予防課長 お答えいたします。

注意報、火災、気象に関する警報につきましては、車両等による広報活動とSNS、ホームページ等で市民の皆様にご周知していく考えであります。

また、今回の火災、林野火災警報に関しましては、この上の段階が悪条件での発令とな

りますので、車両等、SNS、ホームページに加えまして、防災行政無線を活用して周知していく考えであります。

また、市民による周知期間としては、大変短くタイトなスケジュールとなりますが、これに関しましても、できるだけSNSやホームページなどで市民に周知していく考えであります。1月になってしまうのですが、広報紙なども活用して、幅広く周知していきたいと考えております。

総務省消防庁のほうからも、政府広報紙を含め、ポスターなどで周知に努めるとされております。

以上でございます。

渡邊委員 ありがとうございます。

林野火災、確かに大船渡市辺りは非常にひどい災害だったと思いますし、一度発生しますと、やはり手のつけようがないような状況になる可能性もあります。また、その消火活動において、全ての力を注ぐようになってしまうと、他の火災が発生したとき対応がなかなかしにくくなると思いますので、ぜひ予防のためにこのような形でご尽力をいただければと思いますし、あとは広報についても、エリアなんかも指定するような話もありましたので、やはり防災無線だけだとちょっと不安だなと思っています。実際、車両を使って広報をしていただけるということですので、非常にありがたく思っておりますので、ぜひこれからもよろしく願いいたします。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

では、私から1つ。

先ほどたき火をするというか、例えば煙が上がったりというのは、ある程度前にお知らせいただければ、火事なのかを判断するということですが、例えば、それは地区でやるような土手焼なんかもその一種なんでしょうか。

消防本部予防課長 お答えします。

お見込みのとおりでございます。

委員長 はい。分かりました。

ほかにございませんか。

木野委員 この林野火災というのは、那珂市においては危険な場所というのは何か所ぐらいあるのでしょうか。

消防本部予防課長 お答えいたします。

那珂市においても、県で指定される森林としましては、面積の1.7%と決して広くありませんが、1キロ圏内に林が点在しております。

以上でございます。

木野委員 そうすると、那珂市においては何か所ぐらいが範囲に入るのか。もし分かれば。

消防本部予防課長 お答えします。

林野のある地区としましては、中里地区、瓜連地区、また、木崎地区、戸多地区に点在しております。

以上でございます。

委員長 ほかにありますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時27分)

再開(午前10時28分)

委員長 再開いたします。

税務課が出席しました。

議案第72号 那珂市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 税務課長の関でございます。本日は、ほか3名が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

着座にて失礼します。

それでは、議案第72号をご覧ください。

議案第72号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

那珂市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

主な改正点につきましては、別紙説明資料でご説明をいたします。

21ページをお願いいたします。

議案第72号の説明資料に沿ってご説明をいたします。

1、改正の理由です。

先ほど提案理由でご説明したとおり、地方税法等の改正に伴い、那珂市税条例において所要の改正を行うものです。

主な改正内容、（１）公示送達第18条の改正についてご説明いたします。

公示送達は、郵便物が宛名不明により返送され、郵送ができず現地確認しても所在が不明の場合に、掲示場に掲示することで書類を送達したとみなす制度でございます。本市の掲示場につきましては、那珂市役所前と瓜連支所前の2か所でございます。

現在の公示送達につきましては、掲示場で紙で掲示する方法のみで行っておりますが、今回の改正では、公示送達を市のホームページにも掲載するとともに、掲示場または地方公共団体の事業所に設置したパソコンなどの画面に表示することで、公示送達を行うことを可能とするものです。

なお、この規定の施行日につきましては、令和5年改正法の公布日から3年3か月以内に政令で定める日とされており、令和8年6月までに施行される予定です。

続きまして、（２）個人市民税の改正です。

（ア）特定親族特別控除の創設、こちらは第34条の2関係でございます。

この特定親族特別控除は、令和8年度の個人住民税から新たに設けられる制度です。具体的には、合計所得額が58万円を超え123万円以下の19歳以上23歳未満の親族を扶養している方が、その所得に応じて控除を受けられるようになります。

制度創設への背景としましては、大学生や専門学校等に通う19歳から23歳の学生について、アルバイト収入が増えると親の扶養から外れることになり、学生自体が働くことを控えるいわゆる働き控えが生じておりました。この制度は、こうした状況を踏まえ、学費や生活費など教育費の負担を抱える世帯の税負担を緩和することを目的として創設されたものでございます。

なお、令和7年度の所得税法においては、扶養控除の対象となる親族の所得要件についても48万円から58万円に引き上げられております。

次の22ページをご覧ください。

改正前と改正後の控除額を比較したものです。

繰り返しになりますが、特定扶養控除は親族等の所得要件が48万円以下から58万円以下に拡充されることとなります。新設される特定親族特別控除は、扶養親族の所得に応じて3万円から45万円までの控除額となります。

施行日につきましては、令和8年1月1日となります。

続きまして、（イ）公益信託制度の見直しに伴う規定の見直しでございます。

公益信託制度の全面的な見直しに伴い、所得税法が改正されたことから、本市の税条例でも関連する条文を整理するものでございます。

①としまして、寄附金税額控除の見直しにつきましては、公益信託への寄附が税額控除の対象となるよう所得税法が改正されました。これに伴い、本条例でも引用条文を整理

するものでございます。

②公益法人等に係る市民税の課税の特例の見直しにつきましては、公益信託への贈与が公益法人への贈与と同様に扱われることを受け、不要となる条文を削除するものでございます。

施行日につきましては、令和9年1月1日になります。

(3)番、市たばこ税の改正でございます。

国のたばこ税における見直しに伴いまして、換算方法の見直しと見直しの段階的实施を行うものでございます。

ア、換算方法の見直しについては、加熱式たばこ紙巻たばこでは、1本当たり5円の税負担の差がございます。これを解消することが見直しの目的になります。

23ページの加熱式たばこの紙巻たばこへの本数換算方法をご覧ください。

改正後は、加熱式たばこの換算方法を見直し、重量を基に紙巻たばこの本数へ換算する方法に改めるものでございます。

イ、換算方法の見直しの段階的实施でございますが、消費者、事業者への影響を配慮し、換算方法の見直しは令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階になります。

段階ごとの換算方法については、表のとおりとなります。

施行日につきましては、令和8年4月1日になります。

(4)その他の改正については、関連条文の文言整理となります。

3、の経過等でございます。令和7年12月4日に議案提出、12月24日、議決いただいた後に制定及び公布、令和8年1月1日、規定ごとに定める日から施行と考えてございます。

なお、2ページから5ページまでは条例の改正文です。6ページから18ページまでは、新旧対照表です。19ページから20ページまでは、改正条例の概要を記載しております。後ほどご確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

渡邊委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、公示送達の部分なんですけど、今までは郵送で送っていたものが、宛て先が分からなくて戻ってくるなどしていたと思うんですけど、今回その掲示板に掲示する、あとはホームページ等でも掲示するよ。これはどのような内容のものがどのような形で出るのか、すごく気になるんですけども、そこを教えてもらっていいですか。

税務課長 公示送達の内容につきましては、公示送達書というものが掲示板に貼られているんですけど、その内容と同じになります。その内容につきましては、当初発布した日、それと送達を受けるべき書類の名称、内容、そのほか住所、氏名が記載されたものを公告

するものでございます。

税務課長補佐 すみません、ちょっと補足させていただきます。

今回の電子的な公示ということになるんですけれども、国のほうでも、プライバシー保護の観点から、その指針について方針のほうを出しているところなんです。どういったものを公示送達として記載するのか。それとも、簡易的に皆さんがネット上で検索して全ての該当者が一括で検出されるようなところについては、ある程度、プライバシーの保護というところで懸念されているところがございます、そこら辺については国の方針も出ておりますので、それにのっとった形で担当課のほうで調整していく形になります。

すみません、以上になります。

渡邊委員 そのプライバシーをどうするのかとちょっと疑問に思っていたので、国のほうで一応考えながら、それにのっとって進めるということですので、分かりました。ありがとうございました。

委員長 ほかにありますか。

(なし)

委員長 これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 これより議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出案件の審議は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は退席願います。

休憩(午前10時41分)

再開(午前10時50分)

委員長 再開いたします。

議員と語ろう会の振り返りについてを議題といたします。

11月10日に開催された議員と語ろう会についてのご意見をサイドブックに掲載しております。

まず、意見や質問について、対応方法を分類していきたいと思います。いつものとおり、

1、2、3と分けていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、最初のご意見です。フルネームでなくても氏のみでもよいと思う。

渡邊委員 これ、現状はこれでオーケーなんですよ。フルネームじゃなくてもいいという。

委員長 名字だけでオーケーです。

渡邊委員 変な話、漢字じゃなくても、平仮名、片仮名でも。

委員長 平仮名でも片仮名でも大丈夫です。

渡邊委員 ということなので、どうしますか。

ということは、やっぱり周知が足りないということなんですかね、結局。今のルールが多分周知されていないのかな。要望として執行部に伝えたほうがいいんですかね。

委員長 1番。

渡邊委員 よろしくをお願いします。

委員長 次、無記名の場合、5袋という個数制限を守らなくなるのでは。

(複数の発言あり)

委員長 3番でよろしいですか。はい。

近所に事業所があり、一般ごみ捨て場に捨てている。ルールを知らない人が多い。1番か2番、どっちかですね。1番ですかね。

4番目、新しい住人が勝手に登録せずごみを捨てていくので、転入時に捨て方を指導してほしい。

(「1番」と呼ぶ声あり)

委員長 1ですね。はい。

5番目、住居が増えているので、ごみステーションを整備、増設してほしい。

(「1番」と呼ぶ声あり)

委員長 1番ですね。

6、ごみステーションへの補助があればよい。

(「難しいかな…」と呼ぶ声あり)

委員長 7番目、自治会の未加入者へのごみ捨て等対応をしっかりとしてほしい。

(「1番」と呼ぶ声あり)

委員長 1番ですね。

8、粗大ごみを出すとき、名前、住所、電話番号を書く必要があるのか。また、年2回は少ない。

木野委員 各自治会によってですよ。

(複数の発言あり)

委員長 そうですよ。これは自治会単位で粗大ごみは収集しておりますので。

粗大ごみには書きません。私の地区では書かないです。

(複数の発言あり)

委員長 そうです。おっしゃるとおり。立会いのところに持って行って、駄目なものはそれではねるので。一輪車のタイヤとかそういうものは、はねるので。

(複数の発言あり)

委員長 これも地区によっては徹底していないので、これは徹底したほうがいいと思います。

1 番ですね。

9のプラスチック分別について。出前講座など勉強できる機会がほしいということですね。

1 番ですか。

10番、プラスチック分別については分からないことが多い、周知を。

これも 1 番ですね。

11番目、名前の記入欄を見やすいところにしてほしい。

確かに下のほうにあったのは、あれはたたき台なので、もしものときは上に名前を書くところをずらすということですね。

1 番です。

続きまして、ごみ指定袋についてを議題といたします。

11月26日の全員協議会で、ごみ指定袋について執行部より説明を受け、議員の皆様にご意見を頂戴いたしました。その内容をサイドブックに掲載しております。要望について内容をどのようにするか、皆様のご意見をお願いいたします。

サイドブックのほうに出ているかと思えますけれども、こちらについてご意見等いただければと思います。

意見等々、この間の協議内容に対して、あとは要望とかあれば、その意見等を頂戴できればと思っております。それで意見を取りまとめて要望書を作成して、要望していきたいと思いますので、ご意見等よろしくお願い申し上げます。

それと、その要望書を作成した場合、今から協議していただく内容と要望書を作成した場合、私と副委員長に一任していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

木野委員 皆さん各議員がやっぱり、このごみに対して真剣に考えていただいているというのがありますので、内容を見て、その内容の中で、この部分は要望を出したほうがいいんじゃないかというのがあると思うんですね。ですから、その辺を委員長、副委員長がまとめられると思いますので、その辺で私たちも、その要望書を見て、また判断させていただければと思います。

委員長 分かりました。

ほかに。

桑澤委員 意見の中で、プライバシーの問題のところちょっと意見があったかと思うんですけども、確かにプライバシーを守るのは個人でやったらどうだという意見が出たと思うんですね。これは確かにごみの記名とかで、したくない人にとってはプライバシーを守るためにはそこは自分で気をつけて出したらいいんじゃないかという話だったと思うんですけども、ここに関しては、確かにそういう意見もあるかと思えますけれども、ごみを出すというのは、基本的にはもう行政のルールでやるしかない。一択の状況で行

政サービスになっていると思うんですよね。なので、市民が選択して、例えばごみの業者を選べるとか、民間に委託して自分のごみはどこに捨てるのかということができない以上、やっぱり行政として、こういうプライバシーに配慮するというのは必要な措置だとは思いますが、そこは無記名にしていく部分とか、そういったプライバシーを配慮するというのは、要するに行政側にやっぱり責任があると思いますので、そこに対して個人でやれという部分に関しては、どうしてもできない人が出てくると思うんですよね。高齢者の方だったり、あるいは障がい者の方だったり、そしたら、そういった措置が自分でプライバシーを守れるかといった場合にできない方もいるので、そういったところは行政が配慮すべきなのかなというふうに思いますから、ここに対しては、あまりプライバシーを個人でやれというのはちょっと言い過ぎなのかなという部分を感じた次第でございます。

委員長 確かに、この間いろいろな意見の中で、プライバシーをもし守るのなら新聞紙にくるめとか、隠せとか、あとはシュレッダーにかけろとか、いろいろそういう話もたくさん出ていましたけれども、なかなかシュレッダーにかけるとかということもできない人もいますし、新聞でそれを隠すというのも非常に手間でもあるし、大変だということもあります。

ほかにございますか。

渡邊委員 確かに桑澤委員のおっしゃるように、いろいろな配慮は行政でやるべき部分はあると思いますので、それはそれとして考えなきゃならないなど。

それと、あとは今回いろいろところで話を聞いていると、無記名のアンケート、無作為に取ったアンケートなどは、やっぱり無記名のほうが多いなという感覚はありました。ただ、そのタイミングでいろんな意見を聞いたときというのは、圧倒的に記名をしたほうがいいよという、これちょっとどう分析したらいいのか分からない状態だと思うんですよ。

それと、あともう一つ、今回プラスチックごみのほうも同時に変わっていく。こちらは今のところ透明の袋で無記名でいいですよという話になっているかと思います。変な話、ちょっと私が懸念するのは、プラスチックごみのほうがむしろ初めてやる制度なので、いろんな分別がされずに入ってくる可能性も高いんじゃないかなという気もするんです。そちらのほうが無記名で、今までのごみの部分については記名にするか無記名にするかというのを今議論をしているという状態なので、どうでしょう、いろんな意見があるんだったらば、現状のものを維持していく。可燃物だったら、記名をちょっとの間は試行的にやってみるとか。どうせ片方は記名するのであれば、プラごみのほうも一時的に記名でやってみるとか、何かいろいろやり方はあるのかなと思うんですよ。

やはり私が思うのには、今までできているものについては、それなりに守ってもらえるでしょうけれども、新たに始まるプラごみのほう、こちらのほうは分別がきちんとでき

る、できないという問題もあるので、両方一遍に一定期間、試行的に記名にしてみるというのも一つの方法なのかなという感じも今話を聞いていてしまったので、この辺をご検討いただいて案をつくっていただければと思います。

桑澤委員 私も、ダブルスタンダードの流れだとちょっとおかしいのかなと、渡邊委員がおっしゃるとおりで、プラごみは書かないという方向でスタート、これはかじを切っていると思うんですね。片方は、無記名にするのかどうかというところになっていると思うんですけども、住民として、こっちが書くのにこちらは書かないとなるほうのほうが、ちょっとやっぱりおかしいと思いますので、書くなら書く、書かないなら書かないというふうにやっていくべきだとは思うんですね、方向性としては。

だけれども、例えば、プラごみを今回なくすという判断の中には、恐らくプラスチックごみを分別回収してごみの総量を減らすというのが本質的な目的だと思うんですね。そういう中で、プラごみというのは初めて分別をやりますよといったときに、指定袋をなくしました、記名もなくしますというこの奥には、要は回収率を何とかして上げたい、ハードルを下げてでも、やっぱり分別に取り組んでもらう確率を高めるほうのほうが本来の目的として、要はごみ全体の総量を減らすという趣旨に合うと思うからこそその判断だと僕は思っているんですね。だから、無記名にかじを切って指定袋もなくしたというのは、高めていくためにという部分があると思うので、もしそこにかじを切るのであれば、将来の方向性として、もう今、記名の可燃ごみについても、そこに合わせて、なくしていくという方向性にやったほうが合理的なやり方になっていくんじゃないかなと思います。

なので、暫定的に今、完全無記名にはしないわけですね。記名を任意化するという方向になっているわけですから、任意化するというのは、あくまでも書いても書かなくてもいいというふうにしているというのは、一応幅を持たせていると思うので、書くべきエリアとか、書いたほうがいいのかと思うような地区は書いてもいいというような、ある意味、住民の自主判断にも委ねている部分もあると思いますし、かつ、住民のプライバシーにも両方配慮しながら、バランスは一応取れているんじゃないかなと僕は思っているんです。

ただ、その準備段階として、例えば移行期間を少し設けるとか、そういったものは考慮する必要があるかと思いますが、ただ全体の方向性としては、プラごみをそっちにかじを切った以上、全体の方向性としてはなくしていくというのは将来的な道筋なのかなと思います。

以上です。

渡邊委員 ありがとうございます。

多分、ダブルスタンダードというのは、本来はなかったんだと思うんですよ。当初は、執行部側としては、完全無記名、両方とも無記名でいくというのを一つのスタンダード

としてやっていく。ただ、いろんなどころから話が出てきて、可燃ごみの部分については、やはり現状維持がいいんじゃないかという声が出てきた。だから、ダブルスタンダードの考えが出てきたのかなと思うんです。

桑澤委員がおっしゃるように、やるならやる、やらないならやらないという2つの方法があるのではなくて一本化するべきだと私も思います。となると、じゃ、どの辺がいいのかという話になるとは思うんですけども、最初から無記名でかじを切っていくのか、それとも、両方のいいところ取りをしていって、今多分、ごみの回収を記名にするというのは、それなりにいいメリットがあると認識されていると思うんですよ。だから、そこを継続しつつ、無記名のほうにかじを切っていくというのはありだと思いますので、となれば、今回新たに始めるプラスチックごみのほうも、当初は記名で始めていって、きちんと分別が確認できていけば、じゃ、大丈夫だよということは無記名に変えていくというのも一つのやり方だと思いますので、ということで、ちょっと聞いていて、やはりそれも大事だよなどと改めて考えさせてもらいました。すみません、また考えが難しくなりました。ごめんなさい。

委員長 ありがとうございます。

私も自分の考えなんですけれども、片方書いて、片方書かないというのは、何でなのというふうに私は率直な疑問はあります。書くなら両方書いたほうがいいんじゃないの、書かないなら両方書かないほうがいいんじゃないの。

ただし、やっぱり4月からプラごみの分別、確かにさっき桑澤委員がおっしゃったように、ごみの総量を減らすという考えでやっているんでしょうけれども、全体容量からいうと、ごみが減るわけではありません。ただ、資源ごみに使うか使わないかの問題なんだろうけれども、最初幾ら周知をしても、なかなか慣れない。どういうふうにして分別していったらいいかわからないという方はたくさんやっぱりいると思うんですね。

だから、やはり最初の一定期間、半年ないし、そのぐらいは、両方書かなら書くでやってみるか。それをその後に今度ちゃんとできれば。もともとやっていたものでちゃんとできるわけですから、フェードアウトしていったら書くのをやめるとか、いろんな考え方があると思いますけれども、そういうふうにしていったほうがいいのかというふうに、私の考えなんですけれども、思います。

副委員長 私は委員長とは逆で、やはりごみに対しては書かないという方向を正式には進めてきている中で、ごみのほうをまず書かないでスタートしてみて、それでどうしても駄目ならば、記名にするということを考えた方がいいのかなと。

逆に、記名にしている、それで今度変えるといったら、なぜ変えるのと言われると思うんですよ。じゃなくて、無記名にしておいて、これではひどいから記名にしますよというようにしたほうが、逆に住民にとっては説明もいいのかなということで、これからまとめるときにちょっと大変になっちゃいますけれども、そういう考えもあるかなと思

うんです。

以上です。

渡邊委員 すみません、私は副委員長とは逆なんですけれども、やはり一度決めていたルールを廃止しました。じゃ、駄目だったからまた復活しますよというのは、なかなか難しいのかなと思うんですよ。それなりの理由が当然必要でしょうし、であれば、今やっている制度をそのまま継続するというほうが比較的やりやすいのかなとは感じます。

副委員長 執行部側からの説明を聞くと、無記名でやっていて、どうしても駄目ならば、また戻すことは考えますというような判断をしていたと思ったんで、一度はそれに合わせてやってみたらどうかと思って、私はその考えで話をしました。

萩谷委員 私も副委員長と同じで、記名してから逆にやるよりも、無記名にしておいて、どうしても皆さんが記名でないとしっかりやってくれないなというふうになれば、記名したほうが納得するような気がするんですよ。

私は、うまくいっていない場合に記名に変えるというふうな感じのほうがいい。いずれにしても、中年以降の主婦層は、記名に賛成が多いところですね。多分若い人や新しく来た人だと、やっぱりプライベートということで無記名というような考えになっている感じがしますけれども、いずれにしても、もし始めるのはどちらか、無記名からやって今までどおり分別がうまくいっていないというふうになっちゃったという場合は記名に戻したいという形であれば、執行部としても話としては通りやすい感じが私はします。

以上です。

委員長 これは、やはりたくさん、ここでも割れるとおりに、聞けばやはり半々ぐらいの状態になると思いますので、そういうところはたくさん出た意見等々をちょっと練って、執行部のほうにぶつけていきたいと思います。

渡邊委員 今度は、プラごみのほうなんですけれども、プラごみのほうは、4月から始まっていて、今の段階では無記名でやるという形。これが例えば分別がされていない場合というのは、当然業者は回収しない。その部分については、業者が市に連絡を入れるという形だったんですよ。これをやっているのと、今度回収が間に合うのかなというのがまず一つ。

最初なので、きちんと分別されていない可能性が高いと思うんですよ。どう周知されるかによって変わるとは思うんですけれども、そのときはやはり業者は相当な手間をかけながら、連絡を取りながら、その後、今度は誰が回収していくのという問題も出てくるし、それを出した人は誰なんだということも今度やらないと、ごみステーションを管理する人たちも困るのかなと思いますので、そういうふうを考えていくと、最初はやはり記名でスタートしたほうがいいというふうに。改めてなんですけれども。

この辺ちょっと確認をしていただいたほうがいいのかなと。結局、執行部が本当に、回収不能ごみで置かれていたものを連絡を受けて、執行部側で回収をするのか。それとも、

地区のほうで分別をし直してもらって改めて業者が回収するのか。この辺をもう一度きちんと整理したほうがいいのかなと思いました。

桑澤委員 確かに、プラごみのほうですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、やはり最初は恐らくいろいろあると思うんですね。制度が変わったときというのは、新しいので慣れていない部分もあると思いますし、ただやっぱり先ほど言いましたように、分別比率を上げていくことが目的ですので、プラごみに名前を書くということになった場合に、プラごみはどういうものかという、かなり生活実態が表れるごみなんですよ。弁当のごみだったり飲み物のごみだったり、誰がどういう生活スタイルとかライフスタイルをしているかというのが意外と分かりやすくなってくるごみなので、ごみの種類として。そうすると、やっぱりかなりプライバシーの問題が発生してくるごみだと思うんですね。無記名は、まさにそういったところで、多分出しやすさとか分別しやすさ、やってもらうという参加率を高めるには、もしそこに名前を書くとなったときに、果たして、じゃ、これ出すのが嫌だとなったときに可燃でいいやと流れていってしまっただけは、結局のところ進まない可能性が十分高まってきちゃうと思うので、そこに関しては慎重に、もし書くとなった場合は、その部分の配慮を十分に配慮して考えていただきたいなど。

なくすのであれば、同じように可燃に対しても同様な方法でやっていくようなスタイルのほうが現実的かつ本来の趣旨に沿っていくんじゃないかと僕は思うので、そこはちょっとよく考えていただけたらと思います。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前11時14分）

再開（午前11時20分）

委員長 再開します。

桑澤委員 先ほどのプラごみの袋の件ですけれども、プラごみの袋の指定を決めているのは、あくまでも大宮環境整備組合というところなので、そこで決まった方針として、令和8年4月からプラごみの袋は指定袋ではない透明の袋で名前を書かないというような形で袋がつくられているということですね。そういったルールが、大宮環境整備組合で決められているということですね。市のほうで決めているということではないということです。

木野委員 今の桑澤委員の追加になるんですけれども、結局、那珂市だけじゃなくて常陸大宮市も入ってきますので、那珂市がこういうふうにして常陸大宮市がこうなるという部分は、拡張のほうではちょっとその辺は難しいのかなと。あくまでも、環境整備組合を通して話がいくのであれば、また違ってくると思うんですね。

だから、今後、多分組合でも状況を見ながら判断をされると思いますので、その辺は大宮環境整備組合のほうで、どうするかという部分はやっていただけたらと思いますので、

取りあえず今のうちは、那珂市は名前を書かないという方向で持っていくのが一番いいのかなと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

副委員長 桑澤委員と木野委員から、大宮環境整備組合でもプラごみについては説明がありましたので、そうすると今後、うちの委員会ではプラごみについてはもう無記名で出すということですから、今までのごみに対しても記名にするか、そのことについて検討していけばよろしいということでもよろしいですね。了解です。そのように進めていければと思います。

委員長 要望書案については、12月中に文面を作成し、委員の皆様にはラインワークスで確認依頼をいたしたいと思います。最終的に、1月の全員協議会で委員長報告としていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、横手市、台南市訪問の出席者についてを確認いたします。

前からこれは話があったわけですが、横手市友好訪問は2月15日、2月16日の両日、台南市友好訪問は5月2日から5月5日の予定になっております。

横手市訪問1名、台南市訪問2名を選出させていただきたいと思います。

当委員会からの出席者はどなたにいたしますでしょうか。

木野委員 前回は委員長でしたので、今回は副委員長ということでお願いしたいと思います。

委員長 じゃ、横手市は君嶋副委員長でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 続きまして、台南市訪問のほうをよろしくお願いいたします。

木野委員 これは皆さんの意見で。

渡邊委員 前回は議長と委員長で行かれたので、これも副委員長と、あとは年長者でいいんじゃないかと思うんですが。上から順番に。

委員長 確認いたします。君嶋副委員長と萩谷委員を決めたいと思います、よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、ご両名、よろしくお願い申し上げます。

本日の議題は全て終了いたしました。

これで総務生活常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会(午前11時25分)

令和8年2月25日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 小池 正夫